

板橋区障がい者活躍支援員設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、板橋区におけるチャレンジ雇用にて従事する職員を支援するため、会計年度任用職員の任用等に関する規則（令和元年板橋区規則第41号。以下「会計年度任用職員任用規則」という。）に基づき、障がい者活躍支援員（以下「支援員」という。）の職の設置及びその取扱いに関し必要な事項を定めることを目的とする。

2 支援員の取扱いについては、法令等に別の定めがあるものを除くほか、この要綱の定めるところによる。

(職務)

第2条 支援員は、次の各号に掲げる職務を行うものとする。

- (1) 障がい者雇用に関すること。
- (2) チャレンジ雇用に従事する障がいのある職員に対する助言及び支援に関すること。
- (3) その他障がい者雇用に関し、福祉部障がい政策課長（以下「課長」という。）が指示する事項

(設定数)

第3条 支援員の設定数は、2人とする。

(任用)

第4条 支援員は、次の各号に掲げる要件のすべてに該当する者のうちから、選考により区長が任用する。

- (1) 自治体、企業、社会福祉法人等で障がい者の相談や支援・援助業務の経験がある者又はそれと同等以上の能力を有すると認められる者
- (2) 支援員の職務を遂行するために必要な知識、能力及び経験を有すると認められる者
- (3) 職務に意欲のある者

2 支援員の任用に当たっての選考の方法は、福祉部長が別に定める。

3 支援員の任用は、発令通知書（別記第1号様式）による。

4 支援員の任用に当たり、勤務条件通知書（別記第2号様式）を交付する。

(任用決定者の提出書類)

第5条 支援員として任用される者は、あらかじめ次の書類を提出しなければならない。

- (1) 履歴書
- (2) 住民票記載事項証明書又は住民票の写し
- (3) 課長が必要と認める書類

(任期)

第6条 支援員の任期及び任期の更新に当たり、区長は、職務の遂行に必要かつ十分な任期を定めるものとする。

2 区長は、支援員の勤務実績が良好の場合には、会計年度においてその任期を更新することができる。

(分限)

第7条 支援員に対する分限は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）及び職員の分限に関する条例（昭和35年板橋区条例第14号）の定めるところによる。

(懲戒処分)

第8条 支援員に対する懲戒処分は、地方公務員法及び職員の懲戒に関する条例（昭和35年板橋区条例第15号）の定めるところによる。

(服務)

第9条 支援員の服務は、東京都板橋区処務規程（昭和44年板橋区訓令甲第2号）の定めるところによる。

(勤務時間等)

第10条 支援員の勤務時間等は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 勤務日数は月16日以内とし、勤務日は課長が定める。

(2) 勤務時間は1日につき7時間45分とする。

(3) 支援員の正規の勤務時間は午前8時30分から午後5時15分まで又は午前8時45分から午後5時30分まで（次号の休憩時間を含む）とする。

(4) 支援員の休憩時間は午後0時から午後1時までとする。

2 前項に定めるもののほか、支援員の勤務時間等に関することは、会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（令和元年板橋区規則第40号。以下「会計年度任用職員勤務時間規則」という。）の定めるところによる。

(勤務場所)

第11条 支援員の勤務場所は、課長が定める。

(休暇等)

第12条 支援員の休暇等は、会計年度任用職員勤務時間規則の定めるところによる。

(職務に専念する義務の免除)

第13条 支援員における職務に専念する義務の免除は、職員の職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和35年板橋区条例第17号）、職員の職務に専念する義務の免除に関する規則（昭和53年特別区人事委員会規則第14号）等の定めるところによる。

(給与及び費用弁償)

第14条 支援員の給与及び費用弁償は、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年板橋区条例第21号）及び会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則（令和元年板橋区規則第39号）の定めるところによる。

(公務災害補償等)

第15条 支援員に対する公務上の災害又は通勤による災害に対する補償は、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）、特別区非常勤職員の公務災害補償等に関する条例（昭和43年特別区人事・厚生事務組合条例第8号）及び労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の定めるところによる。

(社会保険等)

第 16 条 支援員に対する社会保険等の適用は、地方公務員等共済組合法（昭和 37 年法律第 152 号）、健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）、厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）及び雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）の定めるところによる。

(研修)

第 17 条 支援員に対し、職務遂行上必要な知識及び技能を習得するための研修を実施する。

(健康診断等)

第 18 条 支援員の健康診断等については、板橋区職員健康管理規則（昭和 59 年板橋区規則第 10 号）の定めるところによる。

(人事評価)

第 19 条 支援員の人事評価は、板橋区人事評価規程（平成 8 年板橋区訓令第 20 号）の定めるところによる。

(委任)

第 20 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、課長が別に定める。

付 則

1 この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。